

各県立高等学校長 }
県立伊奈学園中学校長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

県立学校の通常登校の開始について（通知）

新型コロナウイルス感染症防止に適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、令和2年5月22日付け教高指第335号「県立学校の再開について（通知）」により、6月1日（月）から分散登校を開始し、通常登校に向けて段階的に週あたりの登校日を増やしてきたところです。

今般、下記のとおり通常登校を開始しますので、徹底した感染症予防対策など円滑な学校運営に御配慮ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、通常登校の開始について変更する必要があることを申し添えます。

記

1 通常登校の開始について

6月22日（月）から通常登校を開始する。

また、感染者が発生するなど、特別な事情が生じた場合、学校の休業等については個別の対応となる。

2 学校運営上の留意点等について

- (1) 授業の遅れに対する学習保障については、時間割編成の工夫、学校行事等の精選、長期休業期間の短縮、土曜授業の実施により授業時数の確保を行うこと。
- (2) 今後、第2波の発生も考えられることから、引き続きICT活用を含めた学習保障の取組を進めること。
- (3) 部活動の開始にあたっては、「県立学校版 ガイドライン Ver.1」を参照すること。
- (4) 感染者が発生した場合の対応などについては、今後発出する予定の「県立学校版ガイドライン Ver.2」を踏まえること。

なお、通常登校に至るまでの感染防止対策は「県立学校版 ガイドライン Ver.1」の「I 感染症対策の徹底について」によること。

3 その他

やむを得ず通常登校以外の対応を行う場合は、高校教育指導課教育課程担当まで事前に相談すること。

担当 高校教育指導課 教育課程担当
電話 048-830-7391